

湖西市環境センター
基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業
実施方針

令和元年12月

湖 西 市

湖西市環境センター
基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業
実施方針

目 次

I. 特定事業の選定に関する事項.....	1
1. 事業内容.....	1
II. 特別目的会社が実施する業務の範囲.....	3
1. 基幹的設備改良工事.....	3
2. 長期包括運営委託事業.....	3
3. 浜松市への可燃ごみ運搬業務（令和6年1月31日まで）.....	3
4. 業務終了時の堆積物等処分業務.....	3
III. 本市が実施する業務の範囲	4
1. 処理対象物の搬入.....	4
2. 本事業の監視.....	4
3. 副生成物の運搬及び処分.....	4
4. 有価物の売却.....	4
5. 住民への対応.....	4
IV. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1. 募集及び選定スケジュール（予定）	5
2. 応募者の参加資格要件.....	6
3. 民間事業者の審査及び選定.....	9
4. 事業者審査会の設置.....	10
5. 民間事業者の選定及び非選定.....	12
6. 優先交渉権者決定後の手続き	12
7. 著作権.....	13
8. 費用負担.....	13
V. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	13
1. 想定されるサービスの水準・仕様.....	13
2. 想定されるリスク及び分担.....	13
3. 本市による事業の実施状況の監視.....	13
VI. 公共施設等の立地並びに計画施設概要等に関する事項	15
1. 施設の立地条件.....	15
2. 計画施設概要	15
3. 施設の配置	16

VII. 事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
VIII. 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	16
IX. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
1. 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項	17
2. 財政上及び金融上の支援などに関する事項	17
3. その他の支援に関する事項	17
X. その他事業の実施に関し必要な事項	17
1. 議会の議決	17
2. 特定部品の供給	17
3. 実施方針に関する問い合わせ先	18

添付資料1 事業に係るリスク分担表

添付資料2 基幹的設備改良工事範囲図

添付資料3 事業スキーム図

はじめに

湖西市環境センター（以下、「本施設」という。）は、焼却施設とリサイクルプラザからなる施設で、平成 10 年 7 月に供用開始している。焼却施設は平成 22 年 10 月に休止し、現在に至っている。また、リサイクルプラザは、供用開始以降 21 年を経過しており、現在まで本施設の基本性能を発揮し、安定・安全に稼働している施設である。

湖西市（以下、「本市」という。）は、隣接する浜松市に燃やせるごみの処理を委託しているが、令和 6 年 1 月にごみの処理委託期間が終了することから、本施設の基幹的設備改良工事を実施するとともに 20 年間の長期包括運営委託を行うことを計画している。

本実施方針は、民間資金及び民間のノウハウを活用した公共サービスの提供を目的として民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律 第 117 号、以下、「PFI 法」という。）に基づき、特定事業の選定及び当該事業を実施する民間事業者（PFI 事業者）の選定を行うに当たり、本市が湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業（以下、「本事業」という。）に関する基本的な方針を定めたものである。

用語の定義

実施方針において用いる用語を以下のとおり定義する。

- 本 施 設：本事業において基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業を予定している施設をいう。
- 焼 却 施 設：本施設のうち、処理対象物を焼却処理する施設をいう。
- リサイクルプラザ：本施設のうち、処理対象物を破碎選別処理する施設をいう。
- 処 理 対 象 物：本市から排出され、本施設に搬入される燃やせるごみ及び燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ（各色びん、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶）をいう。
- 基 本 協 定：優先交渉権者決定後、事業契約の締結に向けて、本市と優先交渉権者が締結する協定をいう。
- 事 業 契 約：本施設の基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業を行うため、基本協定に基づき、本市と特別目的会社が締結する契約をいう。
- 募 集 要 項：本事業のプロポーザル公告の際に配布する公募説明書、要求水準書、事業者選定基準書、基本協定書案、事業契約書案などの資料をいう。
- 応 募 者：本事業の公募に応募する単体の民間事業者もしくは複数の民間事業者で構成される応募グループをいう。
- 応 募 グ ル 一 プ：本事業の公募に複数の民間事業者で応募する場合において、構成員及び協力企業からなる企業グループをいう。
- 構 成 員：本事業を実施する企業のうち、事業開始後、基幹的設備改良工事又は長期包括運営委託事業について全て又は一部を特別目的会社から請け負うことを予定している特別目的会社へ出資する民間事業者をいう。
- 協 力 企 業：本事業を実施する企業のうち、事業開始後、基幹的設備改良工事又は長期包括運営委託事業について全て又は一部を特別目的会社から請け負うことを予定している特別目的会社へ出資しない民間事業者をいう。
- 代 表 企 業：単独で本事業に参加する場合には、その民間事業者を指し、応募グループで参加する場合には、代表して応募手続等を行う民間事業者をいう。
- 民 間 事 業 者：本事業において基幹的設備改良工事又は長期包括運営委託事業の全て又はその一部を実施する者をいう。
- プ ラ ン ト：本施設のうち、処理対象物を焼却処理または破碎選別処理するため必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。
- 建 築 物 等：本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。

事業者審査会：本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、本市が設置する学識経験者等の有識者等で構成される湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業PFI事業者審査会をいう。

I. 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容

(1) 事業名称

湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業

(2) 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。）に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。）

(3) 公共施設の管理者の名称

湖西市長 影山 剛士

(4) 事業目的

本施設を今後も有効に活用し、またライフサイクルコストの削減を図るため、二酸化炭素排出抑制対策を含む基幹的設備改良工事を実施し、併せて長期包括運営委託事業の導入により日常の適正な運転管理、適切な点検整備及び的確な延命化対策を行い、施設運営のさらなる効率化を図る。なお、本市は、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等交付金を活用し、基幹的設備改良工事を実施する予定である。

(5) 事業概要

1) 事業方式

本事業は、本施設の設計・基幹的設備改良工事・資金調達及び運営に係る業務を特別目的会社が一括して行う R0 (Rehabilitate:改修(基幹的設備改良工事) Operate:運営) 方式として実施する。

従って、本事業に応募する応募者又は複数の民間事業者によって構成される応募グループは特別目的会社を設立すること。

2) 事業期間

- ① 事 業 期 間：契約締結日から令和 26 年 3 月 31 日まで
- ② 燃却施設工事期間：契約締結日から令和 6 年 1 月 31 日まで
- ③ リサイクルプラザ工事期間：契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- ④ 運 営 準 備 期 間：契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- ⑤ 燃却施設運営期間：令和 6 年 2 月 1 日から令和 26 年 3 月 31 日まで
- ⑥ リサイクルプラザ運営期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 26 年 3 月 31 日まで
- ⑦ 乖 離 請 求 期 間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

3) 対象施設

- ① 工場棟（焼却施設・リサイクルプラザ）
- ② 管理棟
- ③ 車庫棟
- ④ 手洗車棟
- ⑤ ストックヤード棟
- ⑥ 計量棟

※各施設の配置は「VI. 3. 施設の配置図 全体配置図」を参照

4) 契約形態

本市は、特別目的会社に本施設の基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業を一括して発注し、本事業に係る事業契約を特別目的会社と契約締結する。

(6) 関係法令等の遵守

特別目的会社は、本事業を行うにあたって、必要とされる関係法令等を遵守すること。

(7) 事業スケジュール（予定）

1) 実施方針の公表	令和元年 12月
2) 公募型プロポーザルの公告	令和2年 4月
3) 優先交渉権者の決定	令和2年 12月
4) 基本協定の締結	(3)の後速やかに
5) 特別目的会社の設立	(4)の後速やかに
6) 契約詳細の協議	令和3年 1月
7) 事業契約の仮契約の締結	令和3年 2月
8) 事業契約の契約締結	令和3年 3月（議会議決日）
9) 焼却施設 基幹的設備改良工事期間	契約締結日 ～ 令和6年 1月 31日
リサイクルプラザ 基幹的設備改良工事期間	契約締結日 ～ 令和6年 3月 31日
10) 焼却施設 長期包括運営委託事業	令和6年 2月 1日 ～ 令和26年 3月 31日
リサイクルプラザ 長期包括運営委託事業	令和3年 4月 1日 ～ 令和26年 3月 31日

II. 特別目的会社が実施する業務の範囲

特別目的会社は、本施設の設計・基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業に係る資金を自らが選定した金融機関から調達し、本事業を実施する。なお、民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1. 基幹的設備改良工事

- (1) 本市と締結する事業契約及び本市の定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の基幹的設備改良工事を行う。
- (2) 焼却施設機械設備工事、リサイクルプラザ機械設備工事、建築工事及びその他本事業の実施に必要な工事を行う。さらに、本施設の基幹的設備改良工事に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。
- (3) 本市が実施する補助金申請書類の作成支援を行う。

2. 長期包括運営委託事業

- (1) 本市と締結する事業契約及び本市の定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の長期包括運営委託事業を行う。
- (2) 本施設の運営管理に必要となる体制を組織した上で、運転管理業務、維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、環境管理業務、情報管理業務、その他本施設の運営に必要な関連業務等（対象施設の清掃及び植栽管理業務、その他本市の実施する事業への協力等を含む）を行う。

3. 浜松市への可燃ごみ運搬業務（令和6年1月31日まで）

特別目的会社は令和6年1月31日までの期間、本施設に搬入される可燃物（直接搬入ごみ等）を浜松市における本市の指定する場所まで運搬すること。また、可燃物の運搬にあたって本市が用意する車両以外に必要な運搬車両は事業者が自ら用意すること。

ただし、前述の期間中であっても基幹的設備改良工事に伴う試運転のために処理対象ごみを確保する必要がある時期においては、本市と協議の上、本施設に搬入される可燃物（直接搬入ごみ等）は本市の指定する場所へ運搬せずにごみピットへ貯留し、試運転に用いることができる。

4. 業務終了時の堆積物等処分業務

- (1) 事業期間終了時には、可能な限り本施設内の堆積物（ごみピット内の残留ごみ、炉底残渣（不燃物）、飛灰等）、各種薬剤、廃油及び事業者が購入した備品類等を処分する。
- (2) 本施設の付着物及び残留物のダイオキシン類濃度測定、アスベスト調査測定、PCB

含有のおそれがある設備の調査等を行い、本市に報告する。

III. 本市が実施する業務の範囲

本市は、特別目的会社が選定した金融機関と直接協定を締結する。なお、本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1. 処理対象物の搬入

本市は、処理対象物の搬入を行うとともに、分別に関する指導等の啓発活動を行う。

2. 本事業の監視

本市は、基幹的設備改良工事において、設計内容の承諾及び工事の監視を行う。また、運営業務において、運営状況の監視を行う。

3. 副生成物の運搬及び処分

本市は、運営期間中に本施設から排出する副生成物の運搬及び処分を行う。

4. 有価物の売却

本市は、運営期間中に本施設から発生する副生成物のうち有価物の売却を行う。

5. 住民への対応

本市は、事業期間中に周辺住民からの意見や苦情について適切な対応を行う。なお、特別目的会社は本市に協力するものとする。

IV. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から本市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、民間事業者を選定する。なお、民間事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

現時点での計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおりである。

公募型プロポーザル方式による事業者選定スケジュール（予定）

No.	項目	日 程
1	公募の公告	令和2年 4月上旬
2	募集要項の配布開始	令和2年 4月上旬
3	資格審査に係る質問の受付締切	令和2年 5月上旬
4	資格審査に係る質問への回答	令和2年 5月中旬
5	資格審査申請書の受付締切	令和2年 5月中旬
6	資格審査の実施	令和2年 5月下旬
7	資格審査結果の通知	令和2年 5月下旬
8	募集要項に関する質問受付締切	令和2年 6月上旬
9	募集要項に関する質問への回答	令和2年 6月中旬
10	競争的対話の実施	令和2年 7月中旬
11	非価格要素提案書・価格提案書等の提出	令和2年 9月中旬
12	基礎審査の実施	令和2年 10月上旬
13	非価格要素及び価格審査	令和2年 11月下旬
14	総合的な評価の実施	令和2年 11月下旬
15	優先交渉権者の選定	令和2年 11月下旬
16	基本協定の締結	(15)の後速やかに
17	特別目的会社の設立	(16)の後速やかに
18	契約詳細の協議	令和2年 12月以降
19	事業契約の締結	令和3年 3月

2. 応募者の参加資格要件

公募に参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、本市は応募者の資格を確認するために資格審査を実施する。

本市は、参加資格審査申請書類等から、応募者の資格の確認を行うために以下の事項を確認する。

(1) 応募者の構成等

- 1) 応募者は基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業を行う単独の民間事業者又は複数の民間事業者により構成される応募グループ（一つの民間事業者がこれらの役割を兼任することを認める。）とする。
- 2) 応募グループにあっては、焼却施設のプラント部分の基幹的設備改良工事を担当する企業を代表企業として、当該代表企業が応募手続を行うものとする。
- 3) 焚却施設の基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業において、それぞれ主要な業務を担う民間事業者は構成員（特別目的会社へ出資を行うこと）であることとする。
- 4) 応募グループとして応募する場合は代表企業、その他の構成員を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- 5) 代表企業の変更、応募グループの構成員は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- 6) 代表企業は湖西市工事競争入札参加資格者の認定があること。
- 7) 応募企業または応募グループの構成企業が、他の応募企業または応募グループの構成企業となることは認めない。
- 8) 応募者と関連会社の関係にある企業が、他の応募企業、応募グループの構成企業となることはできない。
- 9) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 工事請負事業者の構成等

焼却施設のプラント部分の基幹的設備改良工事を担当する企業については、応募企業または応募グループの構成員が担当すること。特定建設工事共同企業体（乙型）にあっては、プラント部分の基幹的設備改良工事を担当する企業の出資比率が最大とすることとする。

(3) 運営事業者の構成等

本施設の運営は特別目的会社が担当することとする。

(4) 応募者の共通参加資格要件（応募者の共通要件）

応募企業及び応募グループの構成企業は、次の各号の要件を全て満たしている者とする。

- 1) 参加資格審査書類提出時において、湖西市工事建設等の有資格業者に関する指名停止措置要綱において指名停止を受けていない者であること。
- 2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止処分を受けていない者であること。
- 3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 4) PFI 法第 9 条の規定に該当しない者であること。
- 5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされていない者であること。
- 6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法に基づく更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者及び別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）
- 7) 法人税、事業税、消費税（地方消費税も含む。）、地方税を滞納していない者であること。
- 8) 湖西市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- 9) 湖西市暴力団排除条例（平成 25 年 1 月 1 日）第 2 条の規定に該当しない者であること。
- 10) 市から本事業に関するアドバイザリー業務を委託している一般財団法人日本環境衛生センター及び同団体と本業務において提携関係にある者またはこれらの者と資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。
- 11) 事業者審査会の委員及び当該委員が所属する者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(5) 基幹的設備改良工事を行う企業の要件

応募企業または応募グループの構成企業のうち、基幹的設備改良工事を行う企業は以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

- 1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく有資格者であること。
- 2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による清掃施設工事もしくは、機械器具設置

工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

- 3) 建築業法に基づく清掃施設工事もしくは機械器具設置工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
- 4) 地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設において、以下に掲げる条件を全て満たす建設実績又は基幹的設備改良工事の実績を有すること。
 - ① ごみ焼却施設
 - ・本施設と同種の一般廃棄物（ごみ）焼却施設（全連続式、流動床式、ボイラ・タービン式発電設備を有し、処理能力100t/日以上かつ1炉あたり50t/日以上）において、令和2年3月31日時点での建設実績又は基幹的設備改良工事をそれぞれ2件以上有していること。
 - ② リサイクルプラザ
 - ・本施設と同種同規模程度の破碎リサイクル施設において、令和2年3月31日時点での建設実績又は基幹的設備改良工事をそれぞれ2件以上有していること。
- 5) 建設業法に係る清掃施設工事業もしくは機械器具設置工事業における監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。

(6) 長期包括運営委託事業を行う企業の要件

応募企業または応募グループの構成企業のうち、長期包括運営委託事業を行う企業は、以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

- 1) 地方公共団体が所有する一般廃棄物処理施設において、以下に掲げる条件を全て満たす長期包括運営委託実績を有していること。
 - ① ごみ焼却施設
 - ・本施設と同種の一般廃棄物（ごみ）焼却施設（全連続式、流動床式、ボイラ・タービン式発電設備を有し、処理能力100t/日以上かつ1炉あたり50t/日以上）において、令和2年3月31日時点での3年以上の包括運営（維持補修・更新・運転・用役調達）実績を2件以上有していること。
 - ② リサイクルプラザ
 - ・本施設と同種同規模程度の破碎リサイクル施設において、令和2年3月31日時点での3年以上の包括運営（維持補修・更新・運転・用役調達）実績を2件以上有していること。
- 2) 1)の施設での運転管理実績を有する専門の技術者又は本市が認めるそれに相当する技能・経験を有した専門の技術者を運営開始から1年以上本施設の運転員として専任で配置し、業務に従事させること。

3. 民間事業者の審査及び選定

下記に示すフロー及び以下の要領で、民間事業者の審査及び選定を行う。

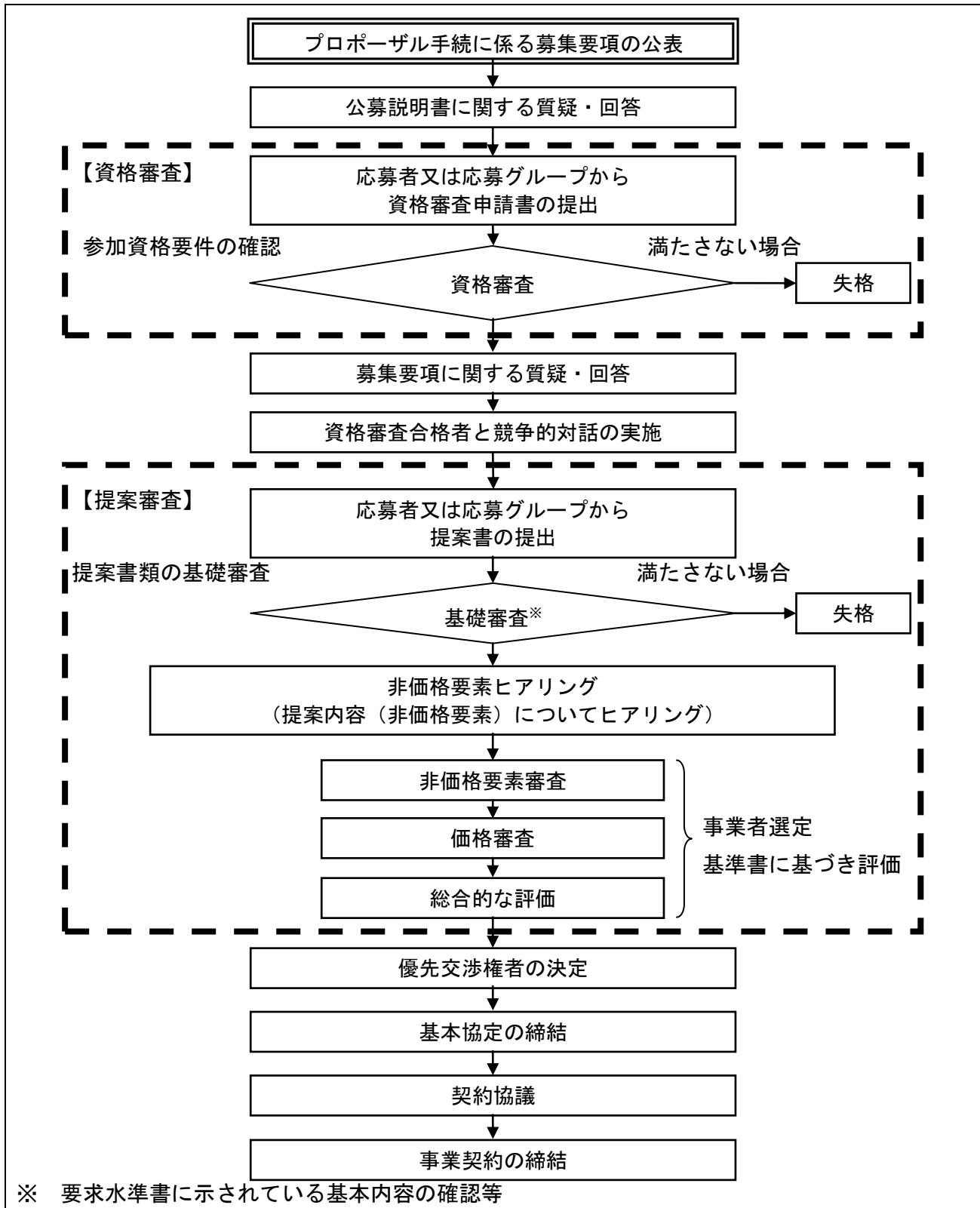


図 民間事業者の選定フロー

4. 事業者審査会の設置

本市は、本事業の事業者選定にあたり地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に準じ、学識経験者等の有識者等により構成する「湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業 PFI 事業者審査会」を設置し、意見を聴取する。

(1) 事業者選定基準

事業者選定基準は現時点において以下のとおりを予定している。なお、評価項目等の詳細は募集要項に示すこととする。

1) 価格要素

- ・本施設の基幹的設備改良工事費
- ・本施設の運営業務委託料等（人件費、運転経費、維持管理費、諸経費等）

2) 非価格要素

- ①基幹的設備改良工事に関する評価事項
 - ・二酸化炭素排出抑制の取組への考え方
 - ・工事工程及び工事期間中のごみ処理の考え方
 - ・安全対策に関する考え方
- ②長期包括運営委託に関する評価事項
 - ・環境保全対策の考え方
 - ・施設運営計画の考え方
 - ・維持管理計画の考え方
 - ・事故・災害対応の考え方
 - ・事業計画の考え方
- ③その他
 - ・地域貢献への考え方

(2) 審査方法

以下の手順で民間事業者の審査を行うこととする。審査に当たっては、事業者審査会において評価・審査し、その結果を受けて、本市が優先交渉権者を選定することとする。なお、評価方法等の詳細は募集要項において示す。

1) 資格審査

- 提出書類：① 資格審査申請書
② 公募型プロポーザル参加資格確認資料

応募者から提出された資格審査申請書等を基に、応募者が「II. 2. 応募者の参加資格要件」に示した要件を満たしていることの確認及び本事業に対する基本的な考え方等についての確認を行う。

以上を満たすことが確認された応募者のみ、次段階の提案審査に参加できることとする。なお、資格審査結果は、各応募者に対して通知する。

2) 提案審査

- 提出書類：① 事業計画書
- ② 設計図書
- ③ 非価格要素提案書
- ④ 価格提案書

3) 基礎審査

基礎審査では、資格審査を合格した応募者から提出された提案書について本市の要求する水準を満足することが確認できた応募者は、次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

① 非価格要素審査及び価格審査

基礎審査において本市の要求する性能要件を満たした応募者の非価格要素審査及び価格審査を実施する。

非価格要素審査として、応募者の提案のうち、前項の審査基準に従い事業者審査会において評価を行う。なお、評価に当たっては、応募者へのヒアリングを実施する。審査基準の詳細等については、募集要項に示す。

価格の点数化方法等については、募集要項に示す。

② 総合的な評価

総合的な評価は事業者審査会が、①の非価格要素審査点と価格審査点を合わせて総合得点を算出し、順位をつけて本市に報告する。総合評価点の算出方法等については、募集要項に示す。

(3) 審査結果の公表

本市は、事業者審査会の報告を受けて、優先交渉権者を決定し、その結果を公表する。また、各応募者に対して通知する。

(4) 優先交渉権者の失格

応募企業または応募グループの構成企業が、優先交渉権者決定から契約締結までに、本市との事業契約に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

- 1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条または第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 19 条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合。
- 2) 贈賄・談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人若しくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合、または逮捕を経ないで

公訴を提起された場合。

5. 民間事業者の選定及び非選定

- (1) 本市と優先交渉権者は、募集要項に基づき基本協定を締結することとする。ただし、優先交渉権者の事由により基本協定の締結ができなかった場合は、総合的な評価の上位の者から順に契約交渉を行うものとする。
- (2) 民間事業者の募集において応募者がいなかつた等の理由により民間事業者を選定しなかつた場合、この旨を速やかに公表する。

6. 優先交渉権者決定後の手続き

(1) 特別目的会社の設立

優先交渉権者は基本協定締結後速やかに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立する。特別目的会社の設立及びその実施する業務に関しては、次のとおりとする。

- 1) 本店所在地を静岡県湖西市内とする。なお、運営期間中に限り、無償で本施設内に設置することも認める。
- 2) 優先交渉権者の代表企業の議決権付普通株式の保有割合が設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとすることとする。
- 3) 優先交渉権者のうち、リサイクルプラザの基幹的設備改良工事を行う企業の議決権付普通株式の保有割合が、設立時から事業期間を通じて 100 分の 20 を超えるものとすることとする。
- 4) 本施設の引渡し日から事業期間を通じて、提案書に記載した資本金を維持すること。
- 5) 特別目的会社の定款において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 条第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出することとする。
- 6) 特別目的会社の株主は、本市の同意なくして特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこととする。
- 7) 本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。特別目的会社を設立したときは、速やかに、商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写しを添えて、本市にその設立及び株主構成を書面により報告しなければならない。

(2) 契約手続

本市と優先交渉権者により設立された特別目的会社は、基本協定に基づき事業契約を締結する。

(3) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等交付金申請手続きへの協力

特別目的会社は、本事業の実施に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等交付金申請手続き等に協力するとともに、当該補助金要綱等に適合するように本施設の基幹的設備改良工事関連資料の作成を行うこととする。

7. 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、本市は、応募者と協議の上、必要な範囲において公表等を行うことができるることとする。

8. 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

V. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、基幹的設備改良工事及び運営業務を行うこととする。

2. 想定されるリスク及び分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などに基づき当該リスクを最もよく管理可能な者が適正に分担することとする。

(2) 想定されるリスクの分担

本市と民間事業者のリスク分担は、原則として添付資料1「事業に係るリスク分担表」によるものとする。

3. 本市による事業の実施状況の監視

(1) 基幹的設備改良工事期間

本市は、基幹的設備改良工事の進捗状況や施工方法についての監視を行う。また、基幹的設備改良工事の実施状況や結果が契約書又は要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、本市は改善を要求し、対応策を提出させ、こ

れに基づき民間事業者は必要な措置を講じることとする。

(2) 運営期間

本市は、長期包括運営委託事業者による運営状況について監視を行う。また、契約書及び要求水準書で定められた条件を満たしていない並びに本施設の性能を十分に発揮できていないと判断された場合には、本市は改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき特別目的会社は必要な措置を講じることとする。

(3) 運営期間の終了時

本市は、運営期間終了時にごみピット内の貯留ごみ、不燃物、飛灰、可燃残渣、不燃残渣等の副生成物、各種薬剤の残留状態の確認を行う。

要求水準書に定められた条件が満たされていないと判断された場合には、本市は改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき特別目的会社は必要な措置を講じることとする。

VI. 公共施設等の立地並びに計画施設概要等に関する事項

1. 施設の立地条件

(1) 事業用地

静岡県湖西市吉美 3294-47

(2) 都市計画事項

用途地域	: 指定のない地域
防火地域	: 建築基準法第 22 条地域
高度地区	: なし
建ぺい率	: 60%
容積率	: 100%

2. 計画施設概要

湖西市環境センター		
施設	焼却施設	リサイクルプラザ
形式	旋回流型流動床式焼却炉 (全連続燃焼式)	・横型衝撃・せん断回転式(高速破碎機) ・油圧駆動 2 軸回転引裂式(低速破碎機)
運営期間	令和 6 年 2 月～令和 26 年 3 月	令和 3 年 4 月～令和 26 年 3 月
処理能力	102t／日 (51t／日 ×2 炉)	30t／5h

※参考 現状

湖西市環境センター		
施設	焼却施設	リサイクルプラザ
形式	旋回流型流動床式焼却炉 (全連続燃焼式)	・横型衝撃・せん断回転式(高速破碎機) ・油圧駆動 2 軸回転引裂式(低速破碎機)
稼働期間	平成 10 年 7 月 ～ 平成 22 年 10 月 (休止)	平成 10 年 7 月 ～ 現在
処理能力	120t／日 (60t／日 ×2 炉)	30t／5h
設計施工	株式会社 荘原製作所	
運転管理	(莊原環境プラント株式会社) ※休止中	莊原環境プラント株式会社

3. 施設の配置

本施設の全体配置図を図に示す。

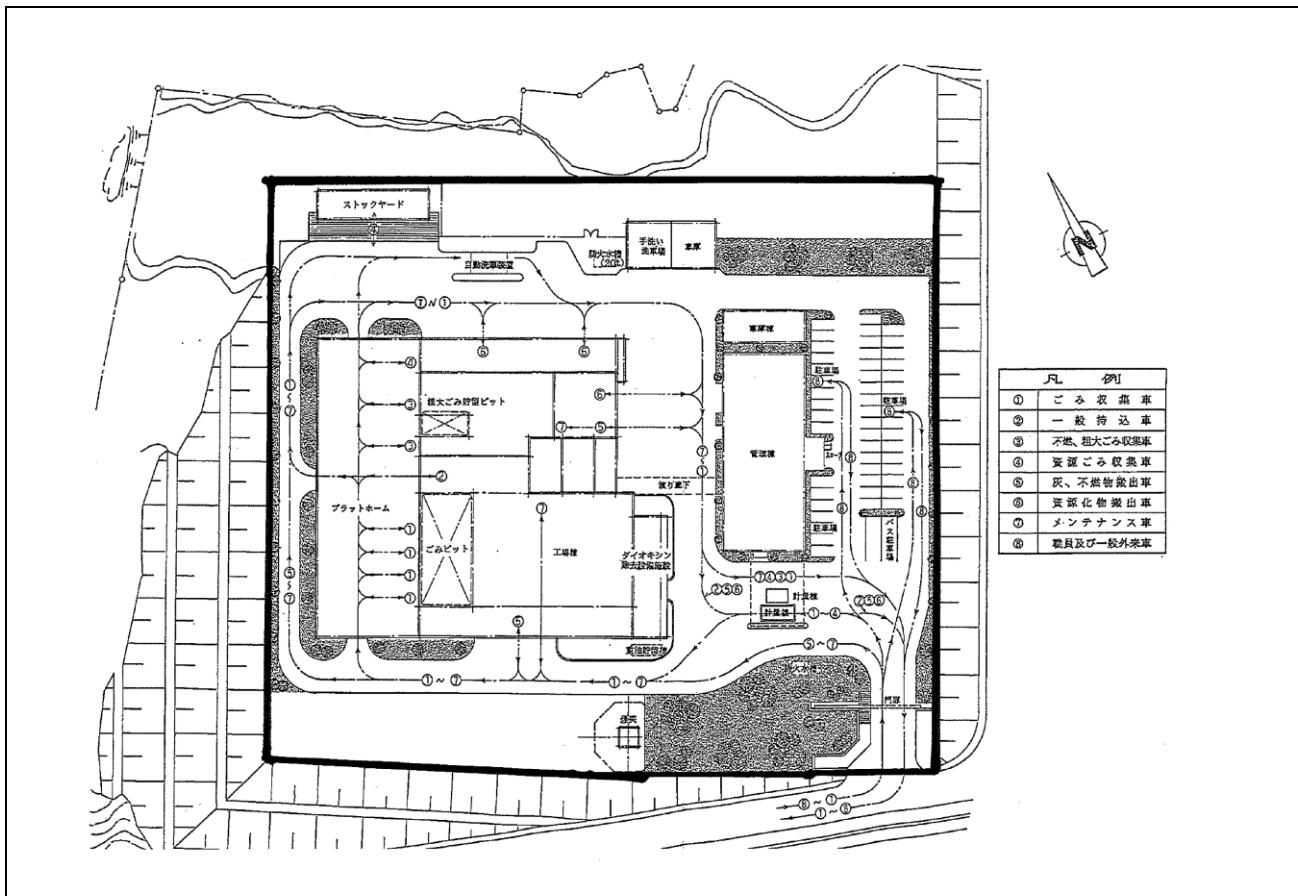


図 全体配置図（管理範囲は市の使用する管理棟部分を除く太枠線内）

VII. 事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と特別目的会社は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うこととする。また、契約に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VIII. 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業は、各契約に規定される条件に基づいて、契約締結日から令和 26 年 3 月 31 日まで運営が適切に継続される必要がある。このため事業契約書には、基幹的設備改良工事期間中及び長期包括運営委託事業期間中に事業の継続が困難になった場合（特別目的会社の経営破綻、またはその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を示し、その規定に従い対応することとする。

特に特別目的会社の責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、特

別目的会社が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、本市は特別目的会社に一定の回復期間を与えて、特別目的会社の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合、または、特別目的会社の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、本市は事業契約を解除し、施設の運営に当たる新たな民間事業者を選定することとする。

IX. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置等は行わない。

2. 財政上及び金融上の支援などに関する事項

本事業については、民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等は行わない。

3. その他の支援に関する事項

本事業の実施に必要な許認可に関し、本市は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、本市と民間事業者で協議により対応策を検討することとする。

X. その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

事業契約の締結に当たっては、本市議会の議決を得ることとする。

2. 特定部品の供給

本市は、事業期間中、既設プラントメーカーである荏原環境プラント株式会社と特定部品の供給に関する協定を結ぶ。特定部品のリストについては、募集要項にて示すものとする。

3. 実施方針に関する問い合わせ先

(1) 実施方針に関する意見・質問の受付

本事業に関する問い合わせ先は、下記のとおりとする。また、本実施方針に関する意見、質問がある場合は、様式1号の「湖西市環境センター 基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業 実施方針に関する意見・質問書」を電子メールにより、下記期限までに提出すること。なお、電話等による問い合わせには応じないので留意すること。

また、本施設等への見学等については、要望に応じて対応する。

(意見・質問書の提出先)

湖西市環境部廃棄物対策課

E-mail : haitai@city.kosai.lg.jp

(意見・質問書の提出期限)

令和2年1月6日（月）午後5時まで

(2) 実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は下記期限までに本市のウェブサイトにおいて公表する。なお、提出のあった意見、質問に関しては、本事業に直接関係するもので、本市が必要と認めたもののみ回答を行うものとし、全ての意見、質問について回答することは限らない。

公表ウェブサイト

URL : <https://www.city.kosai.shizuoka.jp/soshikiichiran/haikibutsutaisaku/ka/gyomuannai/4/1/7545.html>

(意見・質問への回答期限)

令和2年1月17日（金）午後5時まで

1) 実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更することがある。

2) 問合せ先

名 称：湖西市環境部 廃棄物対策課 施設係

住 所：〒431-0441 静岡県湖西市吉美 3294-47（環境センター）

E-mail : haitai@city.kosai.lg.jp

T E L : 053-577-1280

F A X : 053-577-3253

添付資料1 事業に係るリスク分担表

事業に係るリスク分担(1/3)

期間	リスク項目	概要	分担	
			本市	民間事業者
全般	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○
		税制度変更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例:法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク	○
			上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○
		政治	政策方針の変更による事業中止、内容の大幅な変更もしくはコスト増大リスク	○
		許認可取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク	○
		交付金等	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク	○
			その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク	○
	社会環境	住民対応	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク	○
			上記以外の住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○
		第三者賠償	民間事業者が実施する業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事項等に対する賠償リスク	○
		環境保全	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク	○
	物価変動	物価変動に係る費用増大リスク(一定の範囲内)		○
		物価変動に係る費用増大リスク(一定の範囲を超えた場合)		○
	資金調達	民間事業者における本事業実施に必要とする資金の調達に係るリスク		○
		本市における本事業実施に必要とする資金の調達に係るリスク		○
	金利変動	金利上昇に伴う民間事業者における資金調達コストの増大リスク		○
		金利上昇に伴う本市における資金調達コストの増大リスク		○
	不可抗力	天災等の不可抗力により事業が実施不可能となる場合のリスク		○
	債務不履行	天災等による損害が発生し、修復のため事業の遅延が発生する場合のリスク		○
		民間事業者の事由により事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○
		本市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○

添付資料1 事業に係るリスク分担表

事業に係るリスク分担(2/3)

期間	リスク項目	概要	分担	
			本市	民間事業者
計画段階	設計	民間事業者の設計ミス等に基づく遅延によるコストの増大リスク		○
		本市の要求水準を超える指示に基づいた変更によるコストの増大リスク	○	
	変更	民間事業者の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク		○
		本市の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク	○	
工事段階	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク		○
		本市の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク	○	
	工事費増大	民間事業者の事由による工事費の増大リスク		○
		本市の提示条件不備・変更による工事工程、工事方法の変更による工事費の増大リスク	○	
	既存施設への影響	民間事業者側の事由による既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○
	試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達によるコストの増大、遅延リスク		○
		試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク	○	

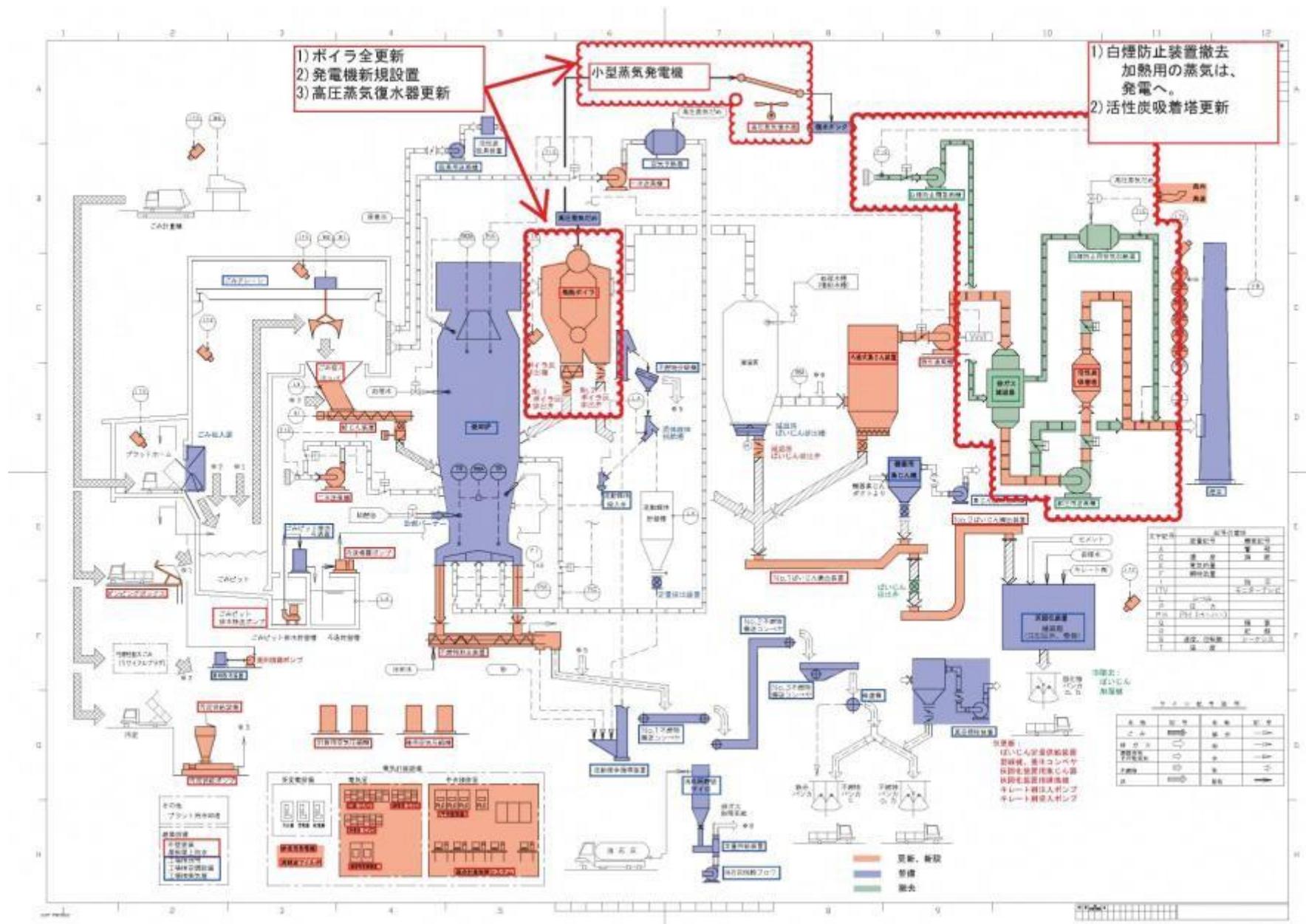
添付資料1 事業に係るリスク分担表

事業に係るリスク分担(3/3)

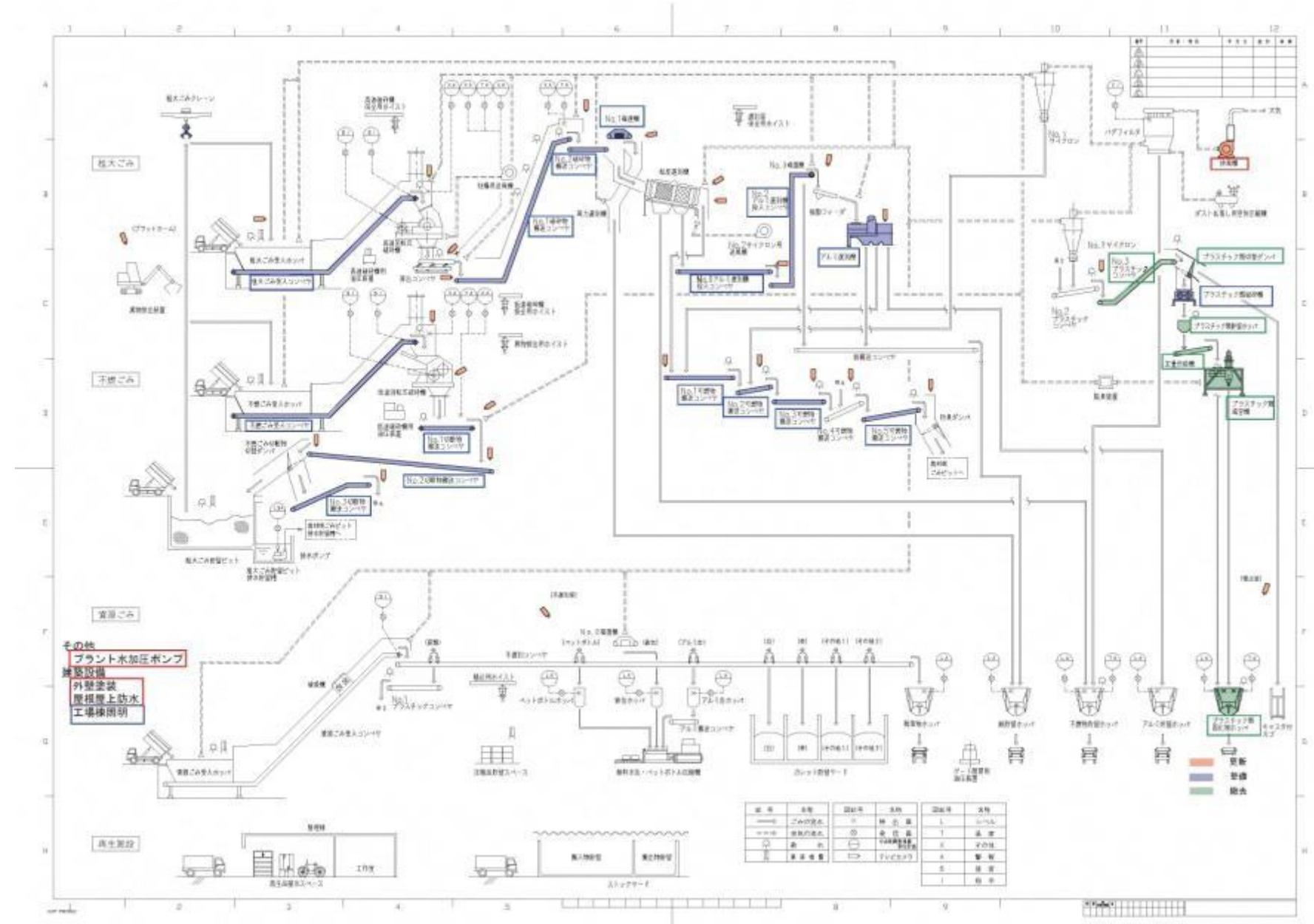
期間	リスク項目	概要	分担	
			本市	民間事業者
運営段階	ごみ量・ごみ質	ごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコストの変動リスク	○	
	性能未達	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコストの増大リスク		○
	施設かし	契約書に規定するかし担保期間における施設かしに係るリスク		○
	運営コスト・運転停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコストの増大、運転停止のリスク		○
		本市が善良なる管理者の注意義務を図ったにもかかわらず、受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク	○	
		その他運営不備によるコストの増大、運転停止リスク		○
	施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○
		施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因する施設破損のリスク		○
		ごみ収集車・搬入車及び受入作業に起因する施設破損のリスク	○	

添付資料2 基幹的設備改良工事範囲図

(1 / 2)



添付資料2 基幹的設備改良工事範囲図



添付資料3 事業スキーム図

